

平成 27 年度第 2 回 横浜市児童福祉審議会 [放課後部会]

日時：平成 27 年 10 月 30 日（金）

14:00～14:30

場所：横浜情報文化センター 7 階
大会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 議事
地域限定保育士の創設に係る「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」改正について
- 3 その他
- 4 閉会

[配付資料]

- 資料 1 横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿
 - 資料 2 横浜市児童福祉審議会放課後部会 事務局名簿
 - 資料 3 横浜市児童福祉審議会条例
 - 資料 4 横浜市児童福祉審議会運営要綱
 - 資料 5 地域限定保育士の創設に係る「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」改正について
 - 資料 6 新旧対照表（抜粋）
-
- 参考 1 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
 - 参考 2 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（抜粋）

横浜市児童福祉審議会 放課後部会委員名簿

◎:部会長 ○:副部会長
【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	千葉敬愛短期大学 学長	◎ あかし よういち 明石 要一	委員
2	特定非営利活動法人 横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長	○ はしもと みち子 橋本 ミチ子	委員
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 副会長	おおの いさお 大野 功	臨時委員
4	横浜市小学校長会 副会長	すみた まさはる 住田 昌治	臨時委員
5	横浜市PTA連絡協議会 会計	あいはら かずゆき 相原 和行	臨時委員
6	横浜市主任児童委員連絡会 代表	やなだ りえ子 梁田 理恵子	臨時委員
7	横浜市子ども会連絡協議会 会長	くどう はるじ 工藤 春治	臨時委員
8	横浜市こども青少年局放課後児童育成課巡回相談員	ながい まり子 永井 萬里子	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	もり かよ子 森 佳代子	臨時委員
10	横浜市教育委員会事務局主任指導主事	やまて ひでき 山手 英樹	臨時委員

※平成27年4月1日に任命される委員の任期は
平成28年10月31日まで

平成27年10月現在

横浜市児童福祉審議会 放課後部会 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
	青少年部長	藤 沼 純 一 郎
	放課後児童育成課長	齋 藤 紀 子
	放課後児童育成課整備担当課長	竹 下 幸 紀
	放課後児童育成課担当係長	千 葉 省 一
	放課後児童育成課担当係長	矢 吹 貴
	放課後児童育成課整備担当係長	博 多 雄 一 郎
	企画調整課長	吉 川 直 友

平成27年4月現在

○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 27 年 3 月 12 日 こ企第 1031 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係) 4 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 9 号関係)

	2 その他、障害児の福祉に関すること。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること（第8項第11号関係）
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等（第8項第4号及び第5号関係）

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱（昭和61年6月制定）第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年7月政令第224号）第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関すること（児童福祉法第34条の15第4項関係）
 - (7) 保育所の設置認可に関すること（児童福祉法第35条第6項関係）
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (10) 児童福祉施設（第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第49号）第4条第1項に規定する事項
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

(委員長又は部会長の専決事項)

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

(会議の傍聴手続等)

第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱(昭和31年11月1日制定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

地域限定保育士の創設に係る「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」改正について

1 趣旨

27年度通常国会で成立した国家戦略特別区域法の改正により、資格取得後3年間は当該自治体のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士（正式名称：国家戦略特別区域限定保育士）」が新たに創設されました。

今回、厚生労働省令が改正され、保育士の定義に「地域限定保育士」が追加されましたので、本市としても同様の基準となるよう関係する条例を改正します。

2 本市の方針

保育士資格試験は、例年合格率が低いなかで年1回の実施となっています。

横浜市では、首都圏全域での待機児童対策の取組により保育士が不足していることから、資格取得を目指す方々を支援するために、国に対して試験の実施回数拡大を要望してきました。

地域限定保育士試験の創設は、保育士不足の解消に資するものであり、省令と同様に、本市の基準に関する条例の保育士の定義に地域限定保育士を加えることとします。

3 放課後部会で審議する対象条例

「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」

4 改正内容

資料6のとおり

5 改正時期

平成27年市会第4回定例会

理由：地域限定保育士試験の合格発表(28年1月末頃)前に条例に定める職員の資格要件を改正するため

6 児童福祉審議会での審議について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する事項は、児童福祉審議会放課後部会の審議事項です。

今回、厚生労働省令が改正され、保育士の定義に「地域限定保育士」が追加されましたので、本市としても同様の基準となるよう条例を改正します。条例に定める職員の資格要件は、放課後児童健全育成事業の運営に関わる事項であるため、今回、ご審議いただくものです。

今後、部会での議論を踏まえ、児童福祉審議会の総会で意見を取りまとめていただくこととなりますが、条例改正までに開催する予定がないため、横浜市児童福祉審議会運営要綱第5条に基づき、委員長専決により決定する予定です。

【横浜市児童福祉審議会運営要綱】

第5条 委員長は、軽易又は急務を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

＜地域限定保育士の概要＞

		保育士	地域限定保育士
定義		保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保護及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。(児童福祉法第18条の4)	地域限定保育士の名称を用いて、以下、保育士と同じ。 (国家戦略特別区域法第12条の4第2項)
資格の取得		①指定保育士養成施設を卒業した者 ②保育士試験に合格した者	— 地域限定保育士試験に合格した者
資格取得後の勤務地等		保育士として登録後、全国どこでも働くことができる。 ※保育士登録の申請先 2-①：申請時の住民票がある都道府県 2-②：試験合格地の都道府県	地域限定保育士として登録(試験合格地)後、3年間は受験した自治体(特区区域内)のみで保育士として働くことができる資格が付与され、登録後3年を経過すれば、全国で「保育士」として働くことができる。
試験	特区区域		神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県(対象地域：成田市)
	受験資格	最終学歴、卒業年次、児童福祉施設での5年以上の勤務経験など詳細に規定	※保育士試験と同じ
	試験科目	A筆記試験(8科目) ①保育原理 ②教育原理・社会的養護 ③児童家庭福祉 ④社会福祉 ⑤保育の心理学 ⑥子どもの保健 ⑦子どもの食と栄養 ⑧保育実習理論 B実技試験(3分野から2分野を選択) ①音楽表現に関する技術(課題曲2曲) (ピアノ、ギター、アコーディオンのいずれか) ②造形表現に関する技術 (保育の一場面を絵画で表現) ③言語表現に関する技術 (3歳児クラスに「3分間のお話」を想定)	※保育士試験と同じ
保育士登録	全都道府県知事から指定を受けて、全国一律に実施 【都道府県知事委託登録機関】 登録事務センター (社会福祉法人 日本保育協会)	地域限定保育士試験を実施する都道府県知事から委託を受けて、共通で実施 ※保育士試験と同じ実施機関に委託	

「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」新旧対照表(抜粋)

現 行	改 正 案
<p>(第1条から第9条まで省略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) <u>保育士の資格を有する者</u></p> <p>(第2号から第9号まで省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(第1条から第9条まで省略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) <u>保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。)</u>の資格を有する者</p> <p>(第2号から第9号まで省略)</p> <p>(以下省略)</p>